

職業紹介事業の概要について

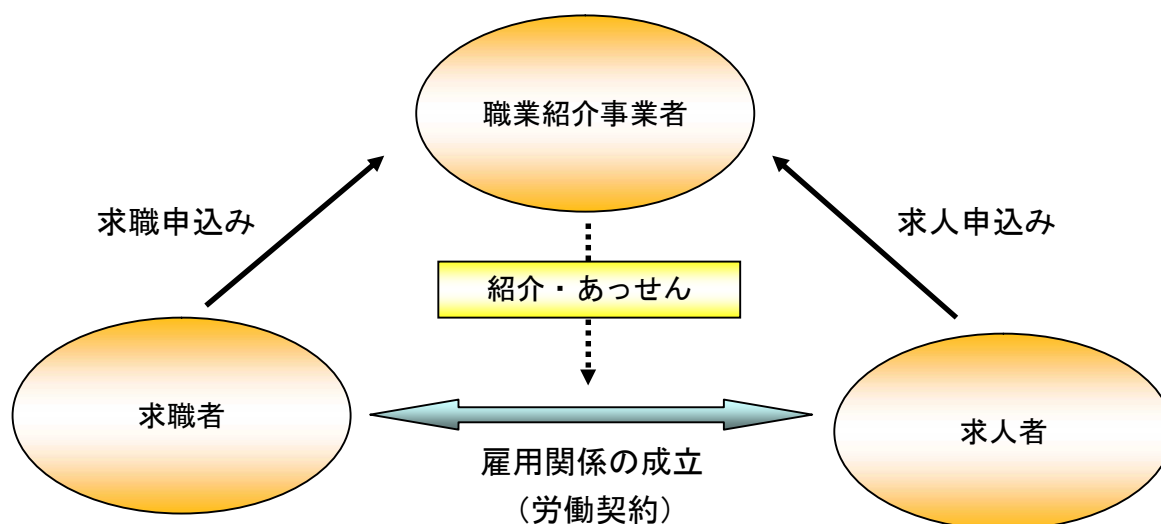
●職業紹介とは…

職業紹介とは、職業安定法（以下、「法」という。）第4条第1項において、「①求人及び②求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における③雇用関係の成立を④あっせんすることをいう。」と定義されています。

この定義で言う用語の意味は以下の通りです。

- ①求人…報酬（賃金）を支払って自己（求人者）のために他人（求職者）の労働力の提供を求めることをいいます。
- ②求職…報酬（賃金）を得るために自己（求職者）の労働力を提供して職業に就こうとすることをいいます。
- ③雇用関係…報酬（賃金）を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供とする労働者との間に生じる使用・従属の法律関係をいいます。
- ④あっせん…求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすることをいいます。

【概要図】



●職業紹介事業の種類は…

ハローワーク以外の職業紹介事業の種類には、次の2種類があります。

1. 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料または報酬を受けて行う職業紹介事業をいい、法第30条第1項の厚生労働大臣の許可を受けて行うことができます。

なお、有料職業紹介事業は、法第32条の11により取扱うことができない職種（港湾運送業務、建設業務など）があります。

2. 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介事業をいいます。

無料職業紹介事業は、法第33条の厚生労働大臣の許可を受けて行う場合の他に、以下のいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣に届け出ることにより行うことができます。

◇法第33条の2の学校教育法第1条の規定による学校、専修学校等の施設の長が行う場合

◇法第33条の3の商工会議所等特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものが行う場合

●その他

募集主とその募集主が雇用する労働者以外の第三者が労働者の募集を行う場合、「職業紹介事業」の他に、「委託募集」という形態があり、次に該当する場合においても、厚生労働大臣の許可または届け出が必要となります。

・「委託募集」について

委託募集とは、労働者を雇用しようとする者が、被用者（自己の雇用する労働者）以外の者に、労働者の募集を委託する場合で、その募集受託者に報酬を与えて行う場合は、法第36条第1項により厚生労働大臣の許可を受けて行う必要があります。

また、その募集受託者に報酬を与えないで行う場合にも、法第36条第3項により厚生労働大臣に届け出を行う必要があります。

【参 考】

「職業紹介事業」との違いは、雇用関係の成立のあっせんを行わず、労働者の募集のみを行うことです。

※「委託募集」の申請・手続きについては、愛知労働局需給調整事業部までご連絡下さい。